

住宅ローン控除申請書の調書方式取扱い開始について

2024年12月2日

お客さま各位

当金庫では住宅ローン控除の適用に係る手続きについて、2025年1月6日から「調書方式」の取扱いを開始します。

2022年度(令和4年度)税制改正においてこれまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」から居住年が2023年1月1日以降の住宅ローンご利用者を対象に年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正が行われたことに対応するものです。

なお、現在証明書方式の住宅ローンご利用者については引き続き当金庫より年末残高証明書を郵送します。

記

1. 取扱開始日

2025年1月6日(月)

2. ご対象の方

2025年1月6日以降に当金庫で住宅ローン契約を締結する方で、下記①②のいずれも満たす方

なお、居住年が2023年1月1日以降で、現在証明書方式の住宅ローンご利用者につきましても、新たに「住宅ローン控除の適用申請書」および「マイナンバー(個人番号)・法人番号届出書兼番号登録票(兼告知書)」*をご提出いただくことで、調書方式に切り替え可能です。

①居住年が2023年1月1日以降であること

②ローン契約締結前に「住宅ローン控除の適用申請書」および「マイナンバー(個人番号)・法人番号届出書兼番号登録票(兼告知書)」*をご提出いただくこと

*既に個人番号提供済みの場合は提出不要です。

3. 証明書方式と調書方式の概要

(1) 証明書方式

住宅ローン控除の適用を受ける住宅ローンご利用者が、金融機関から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告または年末調整の際に、税務署または勤務先に提出する方式です。

(2) 調書方式

金融機関が税務署に年末残高調書を提出し、国税当局から住宅ローンご利用者にマイナポータル連携により年末残高情報を提供する方式です。居住年が2023年1月1日以降で、当金庫所定様式の「マイナンバー(個人番号)・法人番号届出書兼番号登録票(兼告知書)」*および「住宅ローン控除の適用申請書」を提出している住宅ローンご利用者をご対象です。「調書方式」に対応した金融機関からのお借入れに係る住宅ローン控除の確定申告・年末調整の手続きについては、「年末残高調書」の年末残高等の情報を、マイナポータル連携によって活用することにより、手続きが簡便になります。

手続きの詳細については、おって国税庁ホームページでご案内の予定です。

住宅ローン控除の適用に係る手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。
URL:<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jutaku/index.htm>

以上

